

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

内閣府特命担当大臣 三 原 じゅんこ 殿

(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)

厚生労働大臣 福 岡 資 麿 殿

文部科学大臣 あ べ 俊 子 殿

法務大臣 鈴 木 馨 祐 殿

2025 (令和7) 年9月30日

## 要 請 書

### － 優生保護法問題の全面解決をめざして －

優 生 保 護 法 被 害 全 国 原 告 団

優 生 保 護 法 被 害 全 国 弁 護 団

優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(優生連)

#### 第1 責任の明確化と謝罪

国が、長年にわたり継続した優生保護法及び優生政策の結果、社会には今も、優生思想に基づく偏見差別が根強く残っている。この偏見差別を解消していくためには、国が、繰り返し、その過ちを明確に認めた上で謝罪をし、これを広く社会に知らせることが必要不可欠である。

関係各省庁大臣は、被害者の声に真摯に耳を傾けるとともに、その法的責任をふまえ、被害者の被害及び名誉の回復、優生思想に基づく障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面解決に向けて、全力を尽くし取り組むことを、あらためて確約されたい。

#### 第2 補償法に基づく全ての被害者に対する補償の実現

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」(以下、「優生保護法補償法」という。)の施行から8ヶ月が経過した。この間、1,191件の認定、補償が実現している(本年7月末日時点)が、この数字は、優生手術等の被害者25,000人、人工妊娠中絶の被害者59,000人(統計上の概数)と比べてもあまりに少ない。また、月を追うごとに相談件数・請求件数がいずれも減少しているという現実をみても、全ての被害者に対する補償の実現にむけては、国による、これまで以上に踏み込んだ対策と、積極的な対応が必要不可欠である。

そこで、全被害者への速やかな謝罪と補償を実現すべく、以下の各施策を検討、実施することを約束されたい。

##### 1 相談窓口、相談体制の整備

国及び各都道府県における相談窓口を整備し、相談及び申請に際しての合理的配慮及び情報保障(手話言語を含む)を徹底することにとどまらず、より被害者がアクセスしやすい場所的・人的な相談体制の構築、充実化を図ること

##### 2 広報、周知等の徹底

すべての被害者に情報が行き届くよう、合理的配慮・情報保障を尽くした形での広報、周知を、あらゆる手段で、かつ継続的に実施すること

特に、障害者手帳・自立支援医療受給者証の全保有者に対するリーフレット（チラシ）の送付、もしくはリーフレット（チラシ）の全戸配布を、速やかに実施すること

### 3 その他、全ての被害者に確実に謝罪と補償を届けるための施策

#### (1) 個別通知（個別対応・アプローチ）の実施

全ての都道府県が、所在が把握できた被害者に対する個別通知（個別対応・アプローチ）を速やかに、かつ積極的に実施するよう、国が、適切な通知等の発出や積極的な助言等を行うとともに、必要十分な予算措置を講じること

#### (2) 被害者の徹底的な調査の実施

一人でも多くの被害者を把握し、補償を届けるために、国及び都道府県が保有する資料の再調査のみならず、医療機関、福祉施設、教育機関等が保有する資料についても徹底的な調査を実施すること

そのために、国は、積極的な対策を講じ、また各都道府県に対しても適切な通知等の発出や積極的な助言等を行うとともに、必要十分な予算措置を講じること

#### (3) その他、あらゆる施策の実施

その他、全被害者に確実に補償を届けるため、あらゆる施策を検討し、実施すること

## 第3 恒久対策の実施

二度と同じ過ちを繰り返さないよう、優生思想及び障害者に対する偏見差別を根絶するとともに、障害の有無にかかわらず子を生み育てるか否かについて、また自分の身体について自ら意思決定できる社会、さらには障害者権利条約が掲げる、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、尊厳が尊重される社会を実現すべく、以下の諸施策等の実施に全力を尽くすことを約束されたい。

### 1 優生保護法被害者の被害及び名誉の回復に向けた施策

謝罪広告をはじめ、可能な限りの被害者の名誉回復のための措置を検討し、継続的に実施すること

具体的な施策の実施にあたっては、障害当事者に適切に届くよう、合理的配慮・情報保障を尽くした形で実施すること。

### 2 真相究明、再発防止のための調査・検証事業への協力

優生保護法補償法33条に基づき、第三者機関に委託して行われる調査・検証事業が、円滑に、かつ徹底的に実施されるために、国として必要な協力を尽くすこと。

### 3 偏見差別の根絶にむけた立法措置及び教育等の施策の推進

優生思想に基づく偏見差別の根絶を図り、すべての人が尊重される社会を実現するため、適切な立法措置及び教育・啓発等の施策を検討し、実施すること

2025年3月27日実施の第1回定期協議で確認された、以下の作業部会の各テーマ等について、作業部会等において積極的に議論を重ね、各課題の実現にむけて最大限の努力を尽くすこと

#### 【第1作業部会：被害者の被害回復にむけた作業部会】（本要請書第2にも関連）

- ① 補償法の完全実施（全ての被害者に、あらゆる方法で、確実に届ける）にむけた議論
- ② 母体保護法下における被害の検討 等

#### 【第2作業部会：人権教育・啓発、包括的性教育、インクルーシブ教育等作業部会】

- ① 優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶のために必要な人権教育・啓発（教科

書・学習指導要領の改訂の問題、人権教育・啓発に関する基本計画に基づく取組に関する議論等も含む)

- ② 性と生殖に関する健康／権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）を含む包括的な性教育
- ③ インクルーシブ教育についての議論 等

### 【第3作業部会：偏見差別の根絶に向けた作業部会】

- ① 国内人権機関（政府から独立した人権機関）の設置
- ② 行動計画の改定
- ③ 精神科における長期入院等の問題
- ④ 障害のある人への子育て等支援
- ⑤ 意識調査
- ⑥ 資料の保存および資料館設立について 等

## 4 資料の保存及び資料館の設立

優生保護法及びその被害に関する資料を徹底的に収集・保存し、その散逸を防止する措置を講じること

優生保護法補償法33条に基づく調査・検証事業により収集された資料も含めた資料の保存を行うとともに、歴史的事実を伝え、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消にも資する場としての資料館を設立すること

## 第4 第2回定期協議における主な議題について

第2回定期協議においては、上記の第1、第2に加え、第3については、特に以下の各テーマについて協議させて頂きたい。

### 1 行動計画等を受けた取り組みについて

「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（昨年12月）及び「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」（本年6月）の策定をふまえ、関係各省庁において、この間、どのような取り組みを行い、さらに今後、どのような取り組みを行っていくと考えているか、明らかにされたい。

また、それらの取り組みについては、当方の意見を聞きながら推進していくことを約束されたい。

### 2 学習指導要領の改訂にむけて

国は、昭和30年代以降、学習指導要領に「国民優生」「優生と結婚」等の項目をもうけ、学校現場においても優生教育を推進し、子ども達に優生思想を植え付けてきた。そのことが、今なお社会に残る優生思想に基づく偏見差別につながっていることは疑いようもない。国は、この重大な加害責任をふまえ、来年度中に答申を受け、改訂される予定の学習指導要領において、優生保護法問題を取り上げること、具体的には、国が憲法違反の優生保護法とそれに基づく優生政策を長年続けてきたことの過ちと被害の実態につき取り上げ、充実した人権教育の速やかな実施につなげていくことを約束されたい。加えて、2022年に国連障害者権利委員会より勧告を受け、実現を求められている包括的性教育ならびにインクルーシブ教育とその実施の基礎となる障害の社会モデル及び人権モデルについても、今なお社会に残る優生思想に基づく偏見差別に係る教育の問題として、盛り込むことを約束されたい。

また、この間、中央教育審議会において、昨年7月3日の最高裁判決及びその後の「行動

計画]、「人権教育・啓発基本計画（第2次）」をふまえた見直しの議論が十分になされているか、現在の議論状況について明らかにされたい。

なお、今後の取り組みや対応等については、作業部会において、当方と十分に協議されたい。

### 3 意識調査の実施について

優生思想及び障害者に対する偏見差別について、現状を正確に把握し、今後の偏見差別の解消に向けた施策の参考とするために、また、今後取り組まれる施策の効果等を経時的に把握するために、優生思想に基づく障害者に対する偏見差別に関する意識調査を、継続的に実施されたい。

### 4 資料の保存及び資料館の設立について

優生保護法問題にかかる資料を適切に保存するとともに、歴史的事実を伝え、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消にも資する場としての資料館を設立することの重要性に鑑み、資料の保存及び資料館の設立にむけ、積極的に検討し、当方と議論しながら実現にむけて取り組むことを約束されたい。

以上